

## 会 議 録

会議の名称	第5回(仮称)那珂川市子どもの権利条例策定審議会
会議の形態	諸事情により開催できなかったため、各委員に意見書の提出を求め、それに対して事務局が応答する形態とした。
配布資料	資料1 条例素案
公開区分	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">開示</div> ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由:情報公開条例第9条第 号に該当)
<b>議題及び審議の内容</b> 1. 開会 2. 議題 (1) 条例素案 ●前文 委 員：発達という言葉が気になる。ともに育ち合う等にしてほしい。 事務局：成長発達とは、子ども一人ひとりの心身が成長して、より完全な形態や機能を持つようになることを意味しており、ともに育ち合うとはまた異なる。 ●第一章（総則） 委 員：定義の1マス空けている個所を－又は…にした方がわかりやすい。 事務局：例規上、条文に－又は…のように記号を用いることはできない。他にわかりやすくする方法がなく、現状のままとしたい。 ●第二章（子どもにとって大切な権利） 事務局：第6条「ありのままの自分を認められ、尊重されること」としていたが、子どもがありのままの自分である権利を大義名分に大人に要求すると、大人がしつけ等をするができなくなるため「自分の存在を認められ、尊重されること」にする。 ●第三章（子どもの権利の保障） 委 員：第10条第2項「発達段階に応じた」「適切な指示及び指導を行う」の2か所は、保護者からの目線であり、子どもを主体としていない。適切なという名のもとに虐待が行われている現状がある。保護者も最初から保護者でなく子どもと育ち合うことによって保護者になっていく。そのため、「保護者は、子どもとともに育ち合いながらコミュニケーションを図る中で、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの権利を保障しなければなりません」としてはどうか。 事務局：「発達段階に応じた」は、前文及び基本理念に設けた文言でもあり、残すこととする。子どもの成長・発達には個人差があり、子ども一人ひとりの成長・発達の度合いに応じて支援が行われることは重要である。次に「適切な指示及び指導を行う」は、条約第5条に「締約国は、児童がこ	

の条約において認められる権利を行使するに当たり、父母…がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。」とあるように、保護者に指示及び指導の責任を押し付けているわけではないため、削除する。「子どもとともに育ち合いながら」は、子育ては親育ちとも言われているため触れたいのは分かるが、この条例において保護者は子どもの権利を保障し、支援する立場であるため、この文言には触れない方が良い。

●第五章（子どもの権利の侵害に対する相談・救済）

委員：第21条の見出しを相談・救済にしてほしい。

委員：第21条第2項を残すべきだ。

事務局：第21条第2項を残し、見出しを相談・救済にする。

委員：救済委員を救済委員会にすべきだ。

事務局：救済委員単独で判断することがないように、合議を要する旨の文言を追加する。

委員：第22条で、子どもの権利救済の定数は3人が良い。

事務局：次回審議会でお示しする。

委員：第23条で、救済委員自らの判断で調査とあるが、合議の上でという条件が必要ではないか。

事務局：合議を要する旨の文言を追加する。

委員：第24条で、市の機関とは具体的に何を指すのか。

事務局：市役所（出先機関含む）、市立の幼稚園・保育所・小学校・中学校を指す。

●第六章（子どもに関する施策の推進と検証）

委員：子どもにやさしいまちづくり推進会議の委員は(1)3人、(2)6人、(3)6人が良い。

委員：条例の性格上、市民の声を吸収することが重要である。推進会議の公募の市民を会議定数の過半数にすべきである。

事務局：次回審議会でお示しする。

委員：推進会議の委員に、子ども代表2人を加えることを提案する。これによって那珂川市の子どもたちは条例を各段に身近に感じ、積極的な意見が寄せられると思う。子ども代表は、公募した子どもたちの中から選んでいただくのが良い。この意味には大きなものがある。子どもたちを含む市民の皆さんにとって、誇りにできるような条例にしてほしい。

事務局：子ども参加の取組みは、子どもが生活する身近な場面で行われることが重要である。また、推進会議は、子育て施策など専門的なことを協議する場でもあるため、子ども代表を入れることは想定していない。しかし、例えば、何らかで子どもの意見を集約して推進会議へ報告するような方法は考えられる。

●その他

委員：子どもの権利を考える日、考える月とかを作っていってはどうか。

事務局：毎年、世界人権宣言が国連総会において採択された 12 月に「人権フェスタなかがわ」を開催しており、このイベントで子どもの権利の周知を図るように考えている。

**(2) 条例名称**

名称は、希望が多かった「那珂川市子どもの権利条例」とする。

**3. その他**

次回審議会は、パブリック・コメント実施期間終了後の 12 月上旬に開催する。